

富士吉田市農業委員会 令和7年6月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年6月27日（金）

2 招集場所 東庁舎 大会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時4分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 6 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 11 番 羽田 善行 委員、第 12 番 勝俣 道明 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 6 分休憩）

（午後 2 時 11 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の4号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の4号の申請地は富士吉田郵便局の北約140mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の3号につきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の3号の申請地は、旧第2保育園の南東約590mに位置しています。申請地では水稻を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の9号につきましては、申請人が住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の10号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の9号の申請地は、旧外川家住宅の北西約100mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の10号の申請地は、富士聖ヨハネ学園の北西約180mに位置しております。

始末書によりますと、申請地は、昭和 53 年より住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 1 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 1 委員会の 2 件について採決いたします。第 1 委員会の 2 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 2 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第 2 号 第 2 委員会の 1 件の朗読後】

第 2 委員会の受理番号 4 の 11 号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第 3 種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 2 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 2 委員会委員長（小野 利壹 君）

第 2 委員会から報告いたします。6 月 20 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 4 の 11 号の申請地は、セブンイレブン本町通り店の北西約 200m に位置しております。始末書によりますと、申請地は、昭和 34 年より住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 2 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 2 委員会の 1 件について採決いたします。第 2 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号4の15号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途指定地域外の第1種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の15号の申請地は、旧雇用促進住宅の北西約345mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、30年前より住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第4委員会の3件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の12号につきましては、申請人が経営する会社の社員寮及び会社駐車場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号4の13号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の14号につきましては、申請人が事業用事務所、倉庫及び駐車場として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の12号の申請地は、旧第2保育園の南東約100mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の13号の申請地は、大明見小室浅間神社の南東約380mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、平成21年より住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の14号の申請地は、大明見小室浅間神社の南東約380mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、平成21年より事業用事務所、倉庫及び駐車場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の3件について採決いたします。第4委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の4件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の17号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宅地分譲用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の18号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の24号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とす

るものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の25号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、診療所建築用地及び駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が2,724㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の17号の申請地は、上吉田コミュニティセンターの西約250mに位置しており、宅地分譲用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の18号の申請地は、吉田西小学校の南東約240mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の24号の申請地は、県営小倉山団地の北東約100mに位置しており、住宅建築用地とするものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の25号の申請地は、富士吉田郵便局の北西約125mに位置しており、診療所建築用地及び駐車場とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の4件について採決いたします。第1委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の20号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、賃貸住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の20号の申請地は、セルバ本店の南西約150mに位置しており、賃貸住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の19号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、経営する会社の従業員駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の22号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途指定地域外の第1種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の23号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途指定地域外の第1種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の19号の申請地は、渡文交差点の北西約110mに位置しており、駐車場用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の22号の申請地は、旧雇用促進住宅の北約290mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の23号の申請地は、旧雇用促進住宅の北約300mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の23号の譲受人について、国籍を教えてください。

○ 事務局

譲受人の国籍は、中国であります。国籍は、こういったことに関して関係ない許可になっております。

3条の申請には、国籍を明記する欄がありますが、4条5条の申請には国籍を明記する欄はありません。申請書の中にも書いていないのでご確認をお願いいたします。

○ 委員

申請地の現場が他と近いようですが、何か関係があるのでしょうか

○ 事務局

まったくの偶然でして、関係はありません。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の21号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするそうです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の21号の申請地は、給食センターの西約330mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の9件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、2件です。筆数累計は4筆、面積合計は4,181㎡です。1件が農用地の利用を継続する案件で、1件が新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、第2委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（眞田 眞喜雄 君）

番号2について、第2委員会から報告いたします。

6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

番号2の農地は、シティホール下吉田の西約190mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明、第2委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。

第5委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号21の5号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の5号の申請地は、株式会社光陽精密の南東約80mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委

員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の1件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第2委員会の受理番号12の3号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員(小野 利壹 君)

第2委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の3については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

畑では何を作りますか。

○ 第2委員会

とうもろこしです。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

○ 委員

耕作しなければ、納税猶予にならないのでは。

○ 事務局

耕作できる状態であればいいというルールになっております。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

第3委員会の受理番号12の3号につきましては、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。6月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号12の3号については、農地として耕作していることを確認しました。今後、引き続き耕作していくとのことです。証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の2件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年6月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後 3 時 5 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 27 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 羽田 善行

委 員 勝俣 道明